

岩手県告示第202号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和6年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年3月7日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社平泉電力工業所
    - イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字柳御所138番地14
    - ウ 代表者の氏名 千葉敬
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第6989号
  - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和6年3月7日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年3月4日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 佐良建築
    - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市盛町字権現堂12番地4
    - ウ 代表者の氏名 佐藤良一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第7453号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和6年1月26日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和6年2月29日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 齋藤工業株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 宮古市実田一丁目6番11号
    - ウ 代表者の氏名 齋藤大介
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特一2）第7659号
  - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和6年2月28日付けで造園工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和6年3月4日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社高橋組
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市下根子510番地2
    - ウ 代表者の氏名 高橋裕
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一4）第8925号
  - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和6年3月4日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和6年3月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 小笠原建窓

イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻南花沢11番地46

ウ 代表者の氏名 小笠原茂

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一5)第60288号

(3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年3月6日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。